

旅行予約サイトのトラブルにご注意!

インターネットでの旅行予約サイトを利用すれば、航空券やホテルなどをいつでも手軽に予約できます。旅行予約サイトを利用する際の注意点を知り、トラブルを未然に防ぎましょう。

トラブル事例

- ★予約した翌日にキャンセルしたところ、高額なキャンセル料を請求された。
- ★海外旅行サイトでホテルのキャンセルをしたいが、日本語の顧客対応窓口がなく、手続きの方法が分からず。

アドバイス

◆申込み前に、契約内容や解約条件を十分確認しましょう

旅行予約サイトを利用する場合、店舗での申込みと異なり、消費者の思い込みや確認不足がトラブルの原因となっているケースもありますので、申込み前には、契約内容や解約条件等を十分確認しましょう。

また、旅行業者が運営しているサイトで、インターネットで申込みをし、クレジットカードで決済する場合は、申込金の支払がなくても、事業者から予約確認メール等(承諾の通知)が届いた時点で契約が成立し(※)、その後のキャンセルについては、キャンセル料がかかる場合がありますので、注意が必要です。

※契約の成立時期については、事業者の約款等で事前にご確認ください。

◆申込み後は予約内容をすぐに確認しましょう

申込み後は、予約確認メール等で予約内容をすぐに確認しましょう。

万一、予約内容の誤りがあった場合は、早急に事業者へ問い合わせましょう。

また、申込み時の予約内容確認画面は、精算が完了し、旅行が終わるまで保存しておきましょう。

◆海外旅行サイトの場合

顧客対応窓口への連絡先(電話番号、メールアドレス等)や日本語に対応しているかを確認しましょう。トラブルになった場合は、日本の法律に基づいた交渉が難しい場合があります。



申込み前のチェック項目は次のページです

印刷・コピーOKです。広くご活用ください。

「申込み前」に
確認しましょう!

トラブルに遭わないためのチェック項目

✓サイト運営事業者の名称、住所(※1)、代表者・責任者氏名、旅行業登録の有無(※2)

✓問合せ先・手段、受付時間、対応言語

✓契約内容(契約当事者、支払代金、支払方法、キャンセル条件、利用規約等)

※ 1 海外の事業者の場合、日本の法律に基づいた交渉が難しい場合があります。

※ 2 旅行業法に基づく登録を受けた事業者には消費者保護のための義務が課せられています。

登録の有無は、サイトに記載された登録番号により確認することができます。

万ートラブルに遭った場合は…

最寄りの消費生活センターへすぐに相談しましょう。

消費者ホットライン ※身近な相談窓口につながります。

188(いやや!)

※海外の事業者の
トラブルについては

国民生活センター越境消費者センター(CCJ)へご相談ください。

CCJ 検索 

【県民生活部県民生活課】

還付金等 詐欺に ご注意!!

愛知県内では、役所などの公的機関の職員を騙る不審な電話が多発しています。被害者の多くは、還付金等詐欺の存在を知っていましたが、「犯人が丁寧な話し方だったので、本当の役所や金融機関の職員と信じてしまった」「犯人から次々と指示され、考える余裕がなかった」と話しており、お金をだましとられるまで被害に気が付きませんでした。

被害に遭わないためには、還付金等詐欺の手口を知り、対策を実践しましょう!

【職員役】

市役所の〇〇課です。
医療費の還付金があります
ので振込先の金融機関名を
教えてください。

△△銀行
ですが…
それでは
△△銀行の担当者から
連絡をさせます。

△△銀行です。
還付金の手続きが
今日までなら可能なので、
お近くのATMで手続き
してください。

【銀行員役】

一旦電話が切れ、
しばらくすると
電話が鳴り：

ATMに
着いたら連絡する
のですね。

被害者がATMへ行き、携帯電話で連絡をすると、犯人は考える間を与えないようにATMの操作を指示し、還付金が振り込まれると思い込ませて、送金手続させるという手口です。

万一の場合に
備えて、

振り込み限度額を引き下げておきましょう。

【警察本部生活安全総務課】

あいまるだよ
「あいち産」を選んでね！



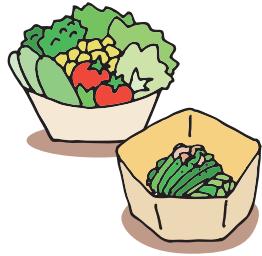
“あいちの恵み”を生かして 野菜をたくさん食べよう!



平成24年国民健康・栄養調査の結果によると、愛知県の成人における1日あたりの野菜摂取量は約240gで、男女ともに全国ワースト1でした。生活習慣病予防のためには、野菜は1日350g以上の摂取が望ましいとされていますが、100g程度不足している状況です。野菜100gの目安は、お浸しやサラダなら小鉢2品程度です。

愛知県は全国有数の農業県で、キャベツやトマトをはじめ、普段の食事に取り入れやすい野菜がたくさん生産されています。**「あいち産」の野菜を選び、食べることで、あいちの農林水産業の応援や地産地消の推進にもつながります。**まずは、普段の食事に野菜をもう1皿増やすことから始めましょう！

【健康福祉部健康対策課・農林水産部食育消費流通課】



食物アレルギーについて

(表示義務のある7品目)



食物アレルギーは、原因となる食物を食べると、じんましんやかゆみ、咳、息苦しさ、嘔吐など様々な症状を引き起こし、重篤な場合はショックを起こして死に至る場合もあります。

原因となる食物は様々ですが、「卵、乳、小麦」は患者数が多く、「えび、かに、そば、ピーナッツ(落花生)」は症状が重篤であるため、この7品目が含まれる加工食品は、含まれていることを表示することが義務付けられています。

食物アレルギーの方が食べる食品を購入する際には、必ず表示の原材料欄をチェックし、アレルギーの原因となる食物が含まれないことを確認しましょう。また、原材料に含まれていなくても製造工場でアレルギーの原材料を使っている場合にその旨を表示してある場合もあるので参考にしましょう。

【健康福祉部生活衛生課】



愛知県金融広報委員会

の紹介をします！

私たちが健全な消費生活を営むために、生活設計や家計管理、お金や金融経済についての正しい知識や判断力をしっかりと身に付けることは、とても大切です。

「愛知県金融広報委員会」では、愛知県・東海財務局・日本銀行名古屋支店・金融機関等と連携し、暮らしに身近な金融・経済に関する学習支援や情報提供を行っています。「愛知県金融広報委員会」の四つのサポートを、ぜひご利用ください！

問合せ先

愛知県金融広報委員会
(愛知県県民生活部県民生活課内)

☎ 052-954-6603 FAX 052-961-1317

知るぽると

愛知

知るぽると 愛知 検索

サポート1 専門家の講師を無料で派遣

* テーマ例 *

- ・巣立ち教室
- ・ライフプラン
- ・ローン、クレジット
- ・年金、保険
- ・終活
- など

サポート2 金融・金銭教育研究校の委嘱・支援

健全な金銭感覚と正しい金融経済知識を身に付けるため、委嘱・支援をしています！

【H29教育研究校】

- ・愛知県立一宮商業高等学校
- ・津島市立蛭間小学校

サポート3 金融経済講演会の開催(無料)

暮らしに役立つ金融経済に関する話題をテーマに、毎年講演会を開催しています！

(H30.2月に豊橋市にて開催予定です)

サポート4 金融学習グループへの支援

暮らしに身近な金融情報知識を、自ら学びたい方々への支援制度です。

活動の諸費用を一部補助しています！

愛知県消費生活相談員人材バンクの登録者を募集します!

県内市町村における消費生活相談員の人材確保を支援するため、人材バンクへの登録者を募集しています。

登録対象者

県内の消費生活センター・相談窓口への就職を希望する以下の(1)(2)のいずれかの要件を満たす方
(1)消費生活相談員資格試験の合格者
(2)消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する方

登録資格・方法等は愛知県のWebページでご確認ください。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000084884.html>

●申込み・問合せ先●

県民生活課消費生活相談グループ ☎052-954-6165

〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2(申込みは持参又は郵送)

※人材バンクの登録は就職先を保証するものではありません。



消費者教育の講師を無料で派遣します!

愛知県では、学校や地域などの様々な団体が行う消費者教育を支援するため、無料で講師を派遣しています。

学校の授業、PTAの研修会、地域の勉強会等でぜひご活用ください。

テーマ例

教員・指導者向け講座

- ・消費者市民社会を目指す消費者教育のあり方
- ・消費者教育の指導法や教材の活用法 など

学生・一般消費者向け講座

- ・消費者トラブルの事例と対処法
- ・インターネット・スマートフォンをめぐるトラブル など

【対象人数】概ね30名以上

【講演時間】60分～120分程度

【会場】主催者でご用意ください。

【講師】テーマに応じた講師を派遣します。

(謝金・交通費は無料です。)

●申込み・問合せ先●

県民生活課消費者教育・啓発グループ

☎052-954-6603

※原則として、開催予定日の50日前までにお申し込みください。

消費者教育・啓発用映像教材を貸し出します!

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関する映像教材(DVD)の貸出を行っています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会などで、ぜひご活用ください。

●申込み・問合せ先●

県民生活課消費者教育・啓発グループ

☎052-954-6603

教材リストはこちら ➡

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000032843.html>



2017年
4月から

都市ガスの小売全面自由化がスタートしました!

ガス会社を切り替えようとするときは、契約内容を十分理解してから契約しましょう。

また、自由化に便乗した悪質な勧誘には注意しましょう。

都市ガスの自由化に関する問合せ窓口

経済産業省資源エネルギー庁相談窓口ホットライン
☎03-3501-3506

制度の詳細は、資源エネルギー庁のHPを参照してください。

都市ガス自由化 エネ庁

検索

消費生活相談窓口のご案内

トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずお早めにご相談ください

お住まいの市町村で消費生活相談をお受けしています。

消費者ホットライン

☎188 (いやや!)

※身近な相談窓口につながります。

▼愛知県の消費生活相談窓口▼

●愛知県消費生活総合センター

☎(052)962-0999

●西三河消費生活相談室

☎(0564)27-0999

NO!運転中の「ながらスマホ」

発行/愛知県県民生活部県民生活課 〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

*「あいち暮らししく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。

・発行月/平成29年5月